

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」制度の一部を改正します。

▶10月1日以降に開始する技能実習のうち、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人又は指定教育訓練実施者（以下「登録教習機関等」という。）に委託して実施する場合は、計画届の届出が不要となります。

＜人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）における計画届に係る手続き＞

技能実習の実施方法	現行の計画届に係る手続き	平成30年10月1日以降に開始する技能実習に係る計画届に係る手続き
自ら実施 又は 登録教習機関等以外 に委託して実施	技能実習を開始する日の原則3カ月前から1週間前までに計画届を提出	同左
登録教習機関等に委託して実施	技能実習を開始する日の原則3カ月前から1週間前までに計画届を提出	不要

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。